

自主防災組織役員の仕事分担表

役職名	選任基準など	任務
防災本部長	自治会長	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難所運営全般に関すること。 ・各班の活動の統制に関すること。 ・自主防災組織の本部との連絡調整に関すること。 ・防災関係機関との連携に関すること。
防災副本部長	副自治会長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災本部長の任務の補佐に関すること。 ・防災本部長に事故のある時の代行に関すること。
防災リーダー	市から委嘱された者	<ul style="list-style-type: none"> ・救出活動における指揮・統制に関すること。 ・防災訓練の企画・立案及び実施に関すること。 ・組織内の防災資機材の整備・点検に関すること
一時避難場所責任者	自治会役員等	<ul style="list-style-type: none"> ・一時避難場所の本部設置に関すること。 ・一時避難場所における各班の活動状況に関すること。 ・避難者の避難状況の把握に関すること。 ・各班長との連絡調整に関すること。
会計	自治会から選任	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における組織内の会計運営全般に関すること。
会計監査役	自治会から選任	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における組織内の会計監査に関すること。
班長	防災本部長の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・班活動の統制に関すること。 ・一時避難場所責任者との連絡調整に関すること。
副班長	防災本部長の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・班長の補佐事務に関すること。 ・班長に事故のある時の代行に関すること。
災害対策本部員	防災本部長の指名 (基本的には自治会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・連合災害対策本部の掌握に関すること。 ・自主防災組織との連絡調整に関すること。 ・市災害対策本部との連絡調整に関すること。